

「とっとり安心ファミリーシップ制度」と連携した利用できる・利用しやすくなる行政サービス

自治体名
智頭町

令和6年4月1日時点

(注意事項)

- ・各サービス等を利用するためには届出受理証明書又は携帯用カードの提示等のほか、各行政サービスの利用要件を満たす必要があります。
- ・一部のサービス利用においては、届出受理証明書又は携帯用カードの提示が不要な場合があります。

No.	行政サービス等の内容	証明書の提示方法等	担当課 (電話番号)	留意事項等
1	住民票の続柄を「縁故者」とすることができる	①受理証明書(携帯カード含む。)を提示	税務住民課 0858-75-4117	
2	税の申告	③不要	税務住民課 0858-75-4117	同一世帯であれば申告相談は可能であるが、別世帯の場合は委任状が必要となります。
3	身体障がい者などに対する軽自動車税の減免	③不要	税務住民課 0858-75-4117	障がい者の日常生活のために同一生計にある方がうんてんされる場合は生計同一証明書の提出が必要です。(同一世帯の場合は証明書は不要です)
4	所得や課税に関する証明の交付申請	③不要	税務住民課 0858-75-4117	同一世帯であれば申告相談は可能であるが、別世帯の場合は委任状が必要となります。
5	納税に関する証明の交付申請	③不要	税務住民課 0858-75-4117	同一世帯であれば申告相談は可能であるが、別世帯の場合は委任状が必要となります。
6	固定資産税課税台帳閲覧評価証明書等の交付申請	③不要	税務住民課 0858-75-4117	同一世帯であれば申告相談は可能であるが、別世帯の場合は委任状が必要となります。
7	住民票の写しの請求	③不要	税務住民課 0858-75-4117	同一世帯であれば申告相談は可能であるが、別世帯の場合は委任状が必要となります。
8	国民健康保険制度に関する手続き	③不要	福祉課 0858-75-4102	
9	後期高齢者医療制度に関する手続き	③不要	福祉課 0858-75-4102	
10	要介護・要支援認定の申請	③不要	福祉課 0858-75-4102	
11	高齢者等居住環境整備事業費の助成	③不要	福祉課 0858-75-4102	
12	家族介護用品購入費の助成	②写しを提出	福祉課 0858-75-4102	
13	生活保護	③不要	福祉事務所 0858-75-4102	
14	補装具費支給事業	③不要	福祉事務所 0858-75-4102	
15	障がい者(児)日常生活用具給付事業	③不要	福祉事務所 0858-75-4102	
16	生活困窮者自立支援事業	③不要	福祉事務所 0858-75-4102	
17	就学援助費の申請	③不要	教育課 0858-75-3112	同一生計者の所得で審査。
18	特別支援教育就学奨励	③不要	教育課 0858-75-3112	特別支援学級に在籍する児童生徒に学用品等の支援について、パートナーシップ宣言を行ったパートナーが申請できる。
19	保育料算定、保育施設入所の際の世帯認定	③不要	教育課 0858-75-3112	教育・保育給付認定申請(認可保育施設等)、施設等利用給付認定申請が可能。
20	智頭病院での入院時の面会、病状・治療方針の説明	③不要	智頭病院 0858-75-3211	患者本人の同意がある場合に限りです。